

## 2020年度地震再保険金支払額は141億円

～2018年発生のお阪府北部地震、北海道胆振東部地震のお支払いは収束へ～

2020年度の地震再保険金支払状況についてお知らせします。

2020年度は2018年に発生した大阪府北部地震や北海道胆振東部地震を中心に141億円のお支払いを行いました。

また、1966年の地震保険制度発足以来、再保険金の支払いが多かった上位20地震は以下の表のとおりとなっています。

なお、2021年2月に発生した福島県沖地震の再保険金支払状況は現在集計中です。

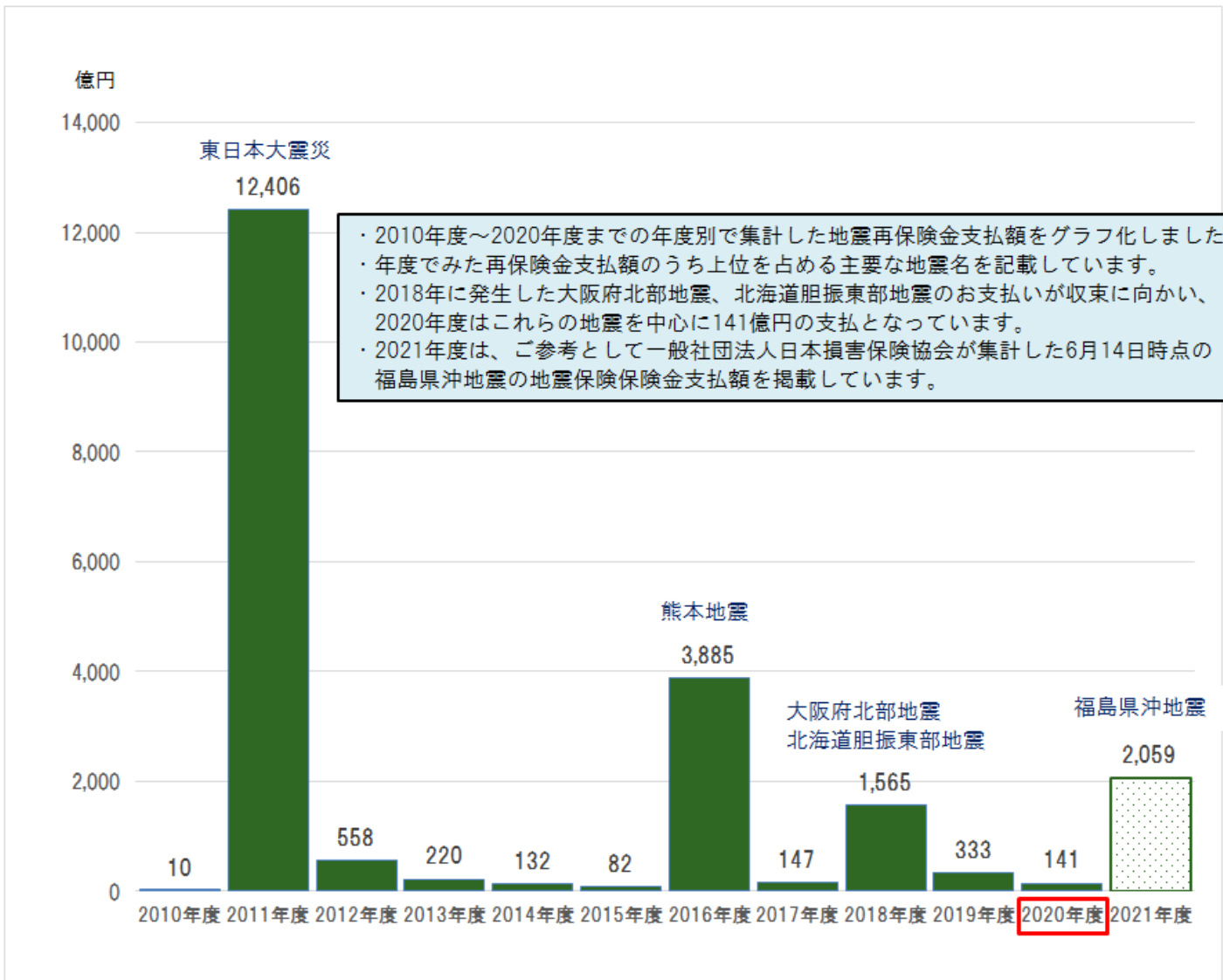
### 1. 2020年度 地震再保険金の支払状況（2020年4月1日～2021年3月31日）

地震名	地震発生日	M	再保険金	
			件数（件）	支払額（億円）
大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	6.1	6,740	43
2018年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	6.7	3,867	22
2011年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	2,844	19
2016年熊本地震	2016年4月14日	7.3	1,687	15
山形県沖を震源とする地震	2019年6月18日	6.7	838	5
その他	—	—	5,356	34
合計			21,332	141

### 2. 再保険金支払額上位20地震等（2021年3月31日現在）

順位	地震名	地震発生日	M	再保険金	
				件数（件）	支払額（億円）
1	2011年東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	2011年3月11日	9.0	824,049	12,881
2	2016年熊本地震	2016年4月14日	7.3	214,003	3,898
3	大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	6.1	152,404	1,206
4	1995年兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	1995年1月17日	7.3	65,427	783
5	2018年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	6.7	70,360	517
6	宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	31,019	324
7	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	22,066	169
8	2001年芸予地震	2001年3月24日	6.7	24,453	169
9	2004年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,609	148
10	2007年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	7,873	82
11	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年4月20日	5.8	11,338	64
12	2003年十勝沖地震	2003年9月26日	8.0	10,553	59
13	鳥取県中部を震源とする地震	2016年10月21日	6.6	7,210	55
14	2008年岩手・宮城内陸地震	2008年6月14日	7.2	8,276	55
15	駿河湾を震源とする地震	2009年8月11日	6.5	9,549	51
16	静岡県東部を震源とする地震	2011年3月15日	6.4	5,464	47
17	岩手県沿岸北部を震源とする地震	2008年7月24日	6.8	7,756	39
18	福島県浜通りを震源とする地震	2011年4月11日	7.0	2,386	36
19	胆振地方中東部を震源とする地震	2019年2月21日	5.8	4,908	35
20	長野県中部を震源とする地震	2011年6月30日	5.4	2,996	33

### 3. 年度別再保険金支払状況 [2010年度～2020年度]



### 4. 2020年度に発生した最大震度5弱以上の地震一覧（ご参考）

地震の発生日時		震央地名	深さ	M	最大震度
2020年6月25日	04時47分	千葉県東方沖	36km	6.1	震度5弱
2020年9月4日	09時10分	福井県嶺北	7km	5.0	震度5弱
2020年11月22日	19時05分	茨城県沖	45km	5.7	震度5弱
2020年12月12日	16時18分	岩手県沖	48km	5.6	震度5弱
2020年12月18日	18時09分	新島・神津島近海	11km	5.0	震度5弱
2020年12月21日	02時23分	青森県東方沖	43km	6.5	震度5弱
2021年2月13日	23時07分	福島県沖	55km	7.3	震度6強
2021年3月15日	00時25分	和歌山県北部	4km	4.6	震度5弱
2021年3月20日	18時09分	宮城県沖	59km	6.9	震度5強

- ・ 気象庁震度データベース検索をもとに当社が作成しました。
- ・ 2020年度に発生した震度5弱以上の地震は9回でした。

## 5. 気象庁震度階級関連解説表による建物、地盤・斜面等の状況（ご参考）

気象庁では各震度により建物がどのような被害となるのか耐震性の高低別に解説しています。この機会にご自宅がどれに該当するのか、耐震性があるのかどうか、地盤は大丈夫なのかどうかについて確認するとともに、耐震性がない場合には耐震補強や建て替え、住み替えを行いましょう。

### [気象庁震度階級関連解説表（抜粋）]

#### 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱 5 強	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

出所：気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

わたくしたちは、地震・噴火・津波の備えとしての地震保険が生活再建の力になることをお伝えすると同時に、ご家庭での地震防災・減災について呼びかけを行います。地震災害から自分や家族の生命、財産を守りましょう。

当社では、国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals) の達成に向け今後も取り組んで参ります。



以上

\*\*\* お問合せ先 \*\*\*

日本地震再保険株式会社 管理・企画部（企画・広報担当） 鹿野広幸  
電話 03-3664-6078、FAX 03-3664-6169、Eメール kikaku@nihonjishin.co.jp